

< Press Release >

2021年1月8日
公益社団法人白河青年会議所
理事長 成井 匠

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応方針について

1月5日より、白河・西郷中心に新型コロナウイルスのクラスター感染が発生した件を受けて、メンバーへの罹患防止及び、地域内での感染拡大防止のため、弊社として以下のように対応方針を設定させていただきます。

記

1. 対応方針 別紙参照
2. 対象期間 2021年1月8日から2021年2月8日(次回理事会)まで
ただし、都度月末の感染拡大状況を見て対応方針の見直し、および対象期間延期の判断を行います。

以上

白河 JC 対応方針 (2021 年 1 月 8 日 版)

1. 委員会集合および諸会議について

・実開催の際は以下を行うこと。

①各議案の実施時間を定め、会議時間の短縮を図る

②マスクを必ず着用する

③会館使用に際しては、必ず手洗い、うがいを実施し、必要に応じて共有部分の消毒を行う

④定期的に換気を行う

⑤必要に応じて Web とのハイブリット会議を計画・実施する

特に他県をまたぐ打ち合わせについては、拡大防止への配慮から原則 Web 会議とする

⑥37.2℃以上の発熱が認められる場合、咳や喉の痛みがある場合は、欠席もしくは Web 参加とする

・上程議案のある各室、各委員会の理事以上の人間が体調不良の場合、代理として副委員長以下の委員が臨時でその任にあたる。

2. 会食について

・総会をはじめ、例会及び事業、各種諸会議、委員会など、弊会が関与した集会の際のメンバー同士の会食は禁止とする。ただし、議案書に計画するなどして、予め内容を協議され、徹底管理された状態での会食であれば、これに含まない(忘・新年会、観桜会等)。

・ただし、上記にあっても情勢に沿わない場合はこれを中止する場合がある。

※「情勢」とは、具体的に下記のことを指す。

① 国内世論

② 国・福島県・各市町村のガイドライン

③ 公益社団法人日本青年会議所の方針

3. 緊急対応の迅速化について

・対応迅速化のため、情勢的に緊急対応が必要になった場合、速やかに臨時理事会の招集を行う。
(定款 第 40 条 4 項 理事会招集への予めの同意)

・自身もしくは家族、同居人等に濃厚接触者および感染者が確認された場合、組織図に基づいて速やかに報告を行う。情報の管理については、定款 第 61 条に基づく。

4. 普段の行動について

・弊会活動外での各自の飲食等の行動については、弊会は関与しない。
ただし、各自の判断にて節度を持った行動を心掛けること。